

**鳥取県選挙管理委員会告示第49号**

日吉津村選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成22年9月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

指定を解除した施設の名称	所在地
日吉津村立スポーツセンター	日吉津村大字日吉津876-1